

令和8年度

地籍調査事業測量業務

共通仕様書

香南市

共 通 仕 様 書

第 I 章 総則

(目的)

第 1 条 本共通仕様書は、香南市（以下「発注者」と言う。）が実施する地籍調査業務（以下「本業務」という。）を受託者（以下「請負者」と言う。）が円滑に行う上で必要事項を定める事を目的とする。

(法令等)

第 2 条 本業務の遂行には、本共通仕様書に記載なき事項については、次の関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 国土調査法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 180 号 改正令和 2 年 9 月 29 日法律第 12 号）
- (2) 国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号 改正令和 2 年 4 月 1 日法律第 12 号）
- (3) 国土調査法施行令（昭和 27 年 3 月 31 日政令第 59 号 改正平令和 2 年 9 月 29 日政令第 183 号）
- (4) 不動産登記法（改正平成 28 年 5 月 27 日法律第 51 号）
- (5) 不動産登記令（改正平成 27 年 11 月 26 日政令第 392 号）
- (6) 国土調査法による不動産登記に関する政令（昭和 32 年 6 月 3 日政令第 130 号 改正平成 17 年 2 月 18 日政令第 24 号）
- (7) 不動産登記規則（改正平成 29 年 4 月 17 日法務省令第 20 号）
- (8) 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年 10 月 24 日総理府令第 71 号 改正令和 2 年 9 月 29 日国土交通省令第 79 号）（以下「準則」という。）運用基準（改正令和 3 年 3 月 30 日国不籍第 555 号）（以下「運用基準」という。）
- (9) 地籍図の様式を定める省令（昭和 61 年 11 月 18 日総理府令第 54 号 改正平成 22 年 10 月 12 日国土交通省令第 49 号）
- (10) 地籍簿の様式を定める省令（昭和 53 年 3 月 25 日総理府令第 3 号 平成 14 年 2 月 20 日国土交通省令第 12 号）
- (11) 調査図素図、調査図一覧図（経企土第 179 号経済企画庁総合開発局長通達並びに 12 国土国第 178 号一部改正国土庁土地局長通達）
- (12) 地籍調査票（国土国第 432 号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (13) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成 23 年 12 月 27 日付け国土籍第 279 号 改正平成 26 年 3 月 24 日国土籍第 347 号）
- (14) 地籍測量に用いる機器の点検要領（平成 23 年 12 月 27 日付け国土籍第 280 号）
- (15) 地籍調査成果電子納品要領（平成 29 年 4 月）
- (16) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成 29 年 4 月）
- (17) 地籍調査事業の工程管理及び検査規程（改正令和 3 年 3 月 31 日国不籍第 578 号）
- (18) 測量法
- (19) 個人情報保護法
- (20) 香南市個人情報保護法施行条例
- (21) 香南市物品購入等契約規則
- (22) その他関係法令及び規則

(実施体制)

第 3 条 請負者は、地籍調査業務を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えるものとする。

2 請負者は、成果品の品質向上に努めるものとする。

3 監理技術者は、測量法第 49 条の規定により登録された測量士であり、かつ、一般社団法人日本国土調査測量協会（以下「国測協」と言う。）の地籍調査管理技術者に認定・登録さ

- れた者とする。
- 4 作業班長は、測量法第49条の規定により登録された測量士又は測量士補であり、かつ、国測協の地籍調査管理技術者に認定・登録された者とする。
 - 5 技術者として従事するものは、測量法第49条の規定により登録された測量士又は、測量士補である者、若しくは地籍調査管理技術者、あるいは地籍調査に関し3年以上の経験を有する者とする。
 - 6 一筆地調査担当者は、国測協の地籍調査管理技術者に認定され登録された者とする。
 - 7 管理技術者は照査技術者を兼務することができる。

(実施計画)

- 第4条 本業務を遂行するにあたり、請負者は次の書類を作成し発注者に提出するものとする。
- (1) 着手届
 - (2) 実施計画書
 - (3) 工程表
 - (4) 管理技術者及び作業班長選任届
 - (5) 測量士、測量士補、地籍調査管理技術者等の資格証の写し
 - (6) その他発注者の指示する書類

(管理技術者等)

- 第5条 請負者において選任する管理技術者は、本業務に精通した経験豊かな者とする。
- 2 管理技術者は、発注者に対し、本特記仕様書に定められた範囲内の業務遂行をするものとする。
 - 3 作業班長は、管理技術者を補佐するものとする。

(関係官公署との調整)

- 第6条 本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整手続きが必要な場合は、発注者が対応するものとする。

(損害の賠償)

- 第7条 本業務を遂行中、請負者が第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 2 損害賠償が生じた場合は、発注者、請負者協議の上原則として請負者がその責任を負うものとする。

(貸与資料)

- 第8条 本業務に必要な既存資料（発注者以外の第三者が管理する資料等含む。）は、発注者が管理技術者に貸与するものとする。
- 2 本業務遂行上貸与資料の複製が必要な場合は、発注者の承諾を得るものとする。
 - 3 貸与資料及び第2項の複製品については、その重要性を認識し破損・紛失・盗難等事故のないように管理・取り扱うものとする。
 - 4 本業務の完了後あるいは使用済みの場合は、発注者の照査を受け速やかに返却するものとする。

(打合せ簿等)

- 第9条 請負者は、本共通仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ業務を遂行するものとする。
- 2 第1項の協議結果については、打合せ簿に記録し発注者の承認を得るものとする。
 - 3 業務実施期間中、請負者は発注者に業務の進捗状況を随時報告するものとする。
 - 4 業務実施期間中に完了した作業等について、発注者から成果等の一部提出を求められた場

合、請負者は速やかにこれに対応しなければならない。

(成果品の検査・検定・納品)

第10条 本業務の成果品の検査については、管理技術者立会のうえ工程毎又は作業完了後、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、請負者はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって納品とするものとする。

(成果品の契約不適合)

第11条 地籍調査の最終成果品(地籍図、地籍簿等)は、登記所に送付・受領されて初めて地籍調査事業の効果が表れることを請負者は認識し、納品後成果品に契約不適合が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を請負者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務で使用された資料及び成果品等は、すべて発注者に帰属するものとする。

(守秘義務等)

第13条 請負者は、本業務の遂行上知り得た個人情報及び全ての事項について、本契約機関並びに終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

- 2 取得個人情報の取り扱いについて個人情報保護条例及び関係する法令、ガイドライン等を厳守し、借用を受けた資料に関しては、個人情報保護対策を行い、管理・保管・廃棄するものとする。
- 3 業務上収集した情報を発注者の許可無く、複写及び加工し庁外へ持出し、並びに目的外使用してはならない。
- 4 個人情報保護の観点から、請負者は、プライバシーマーク(Pマーク)またはISMSの規定に基づき本業務を遂行すること。

(暴力団等からの不当要求行為)

第14条 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出するものとする。

(疑義)

第15条 本共通仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と請負者が協議し協議結果に基づき業務を遂行するものとする。尚、協議結果については、第9条第2項を準用するものとする。

第Ⅱ章 業務概要

(業務概要)

第16条 本業務の測定の方式は、地上測量による方式(以下「地上法」という。)とする。

(業務内容)

第17条 本業務の作業工程は次の通りとする。

- (1) E1工程(一筆地調査)
- (2) E2工程(一筆地調査(現地調査))
- (3) C工程(地籍図根三角測量)
- (4) D工程(地籍図根多角測量)
- (5) F I工程(細部図根測量)
- (6) F II-1工程(一筆地測量)
- (7) F II-2工程(原図等作成)
- (8) G工程(地積測定)

- (9) H1 工程 (地籍調査票点検整理・地籍簿案作成・地籍図一覧図作成)
- (10) H2 工程 (閲覧)
- (11) H3 工程 (申し出に係る修正)

(貸与資料)

第18条 本業務を遂行するため、発注者は請負者に下記の資料を貸与するものとする。

- (1) 一筆地調査に必要な資料 一式
- (2) 市内区画番号記載図 一式
- (3) 国土調査法施行令第43条3項に定める又は準ずる身分を示す証票 一式
- (4) その他関係資料 一式

第三章 一筆地調査 (E1 工程)

(作業分担)

第19条 発注者と請負者の作業分担は以下の通りとする。

工程小分類		準則	作業工程	作業内容	発注者	請負者	備考
番号	名称						
E1	作業準備	15～18条	E1	作業打合せ	○	○	
			E1	打合せ簿の作成		○	
			E1	作業進行予定表の作成		○	
			E1	貸与資料の準備	○		
			E1	資料収集 (要約書、公図等)	○		
			E1	所有者名簿作成		○	
			E1	住所不明者・相続人調査	○		
			E1	利害関係人の調査	○		
			E1	地元説明会の通知	○		
			E1	地元説明会資料の作成	○	○	請負者は発注者に協力する
			E1	地元説明会の開催	○	○	〃
			E1	地元説明会出席者名簿の作成		○	
			—	推進委員会の開催	○		
E1	登記所・県等関係機関との調整	○					
E4	調査図素図等の作成	15～18条	E1	調査図素図の作成		○	
			E1	調査図一覧図の作成		○	
			E1	地籍調査票の作成		○	
			E1	調査図素図等の審査	○		
E9	市町村検査		—	実施主体検査	○		
E10	県検査		—	県検査	○		
	登記所との協議			登記簿と地図(公図)の不突合箇所の解決	○	○	

(計画・準備等)

第20条 本業務の実施計画を立てるとともに、必要な資料の収集及び作業準備を行うものとする。

(推進委員の委嘱)

第21条 発注者は、地籍調査事業を円滑に進めるため、調査対象地区から数名の推進委員の委嘱

を行い、地籍調査の意義、作業内容の徹底等地籍調査全般渡っての協力依頼をするものとする。

(作業進行予定表)

第22条 請負者は、一筆地調査の作業進行予定表を作成し発注者に提出するものとする。

(登記簿等調査)

第23条 請負者は、当該調査地区を管轄する「高知県法務局」において、本業務に必要な土地登記簿の写し又は要約書(CSV)及び登記所備付地図(XML)を入手するものとする。

2 前1項に係る手続きは、発注者の公用扱いとするものとする。

3 本業務実施中に土地の異動があった場合は、前1項及び2項を適用する。

(調査前データの整備)

第24条 請負者は、第23条で入手した土地登記簿の写し又は要約書及び地図がアナログデータの場合はコンピュータで扱えるようにデジタル化し、登記情報及び地図情報が電子データで提供された場合は、コンピュータに取り込んで、調査前データを作成するものとする。

2 作成されたデジタルデータを基に所有者名リストを作成するとともに、土地登記簿の写し又は要約書と地図との照合点検を行い、不突合の場合は不突合調書を作成し、発注者に提出するものとする。

(不突合処理)

第25条 発注者は、前条で不突合調書が作成された場合には、登記所と協議を行い一筆地調査完了時まででできる範囲内で以下の方法を参考に不突合の解消を図るものとする。

①地籍調査における不存在。

②不動産登記法に基づく地図訂正(誤りが有ることを証する資料が必要。本人申請)。

③地方税法第381条第7項(課税上支障が有る場合)

④地籍調査における現地確認不能。

⑤登記管の職権。

(説明会資料の作成)

第26条 請負者は、第24条のデジタルデータを基に所有者別土地の一覧表を作成するとともに、公図に所有者名記載の図面を作成し、説明会用の配付資料を作成するものとする。

2 発注者は、説明会にあたり地籍調査の意義、目的、方法、期間、合筆、分筆及び赤線・青線の確保しなければならない幅、境界杭の設置に関する事項に加え測量等を行う上で雑木等による見通し障害の除去、杭の設置位置が明確に判断できる方法等を記載した資料を作成し、説明会において配布・説明するものとする。

(不在者等の調査)

第27条 発注者は、第24条第2項で作成された所有者名リストを基に、土地の所有者が死亡あるいは住所不明等により地元説明会の案内及び第34条の現地調査の通知ができない者について、法定相続人、所有者の委任状所持者、土地の管理者等所有者に代わって境界の立会いを行う人の特定作業を行うものとする。

2 請負者は、前項で特定された人を対象に一筆地調査を行うものとする。但し、所有者以外の場合は、地籍調査票、閲覧書等土地の所有者が自署する欄において、所有者との関係を明記させるものとする。

(説明会及び筆界表示杭等の配布)

第28条 一筆地調査を行うにあたり発注者と請負者は、地籍調査の意義、作業内容の徹底を図るため、調査対象地区及びこれに隣接する土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」と言う。)に説明会を開催するものとし、必要に応じて筆界

表示杭等を配布するものとする。

- 2 説明会への案内文の発送は発注者が行うものとする。
- 3 説明会への出席者名簿を請負者が作成するものとする。

(調査図素図等の作成)

第29条 請負者は、第24条のデジタルデータを基に、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。

- 2 調査図素図及び調査図一覧図の図面の大きさについては、発注者と協議するものとする。

第IV章 一筆地調査 (E2工程)

(作業分担)

第30条 発注者と請負者の作業分担は以下の通りとする。

工程小分類		準則	作業工程	作業内容	発注者	請負者	備考
番号	名称						
E1	作業準備		E2	作業打合せ	○	○	
			E2	打合せ簿の作成		○	
			E2	作業進行予定表の作成		○	
			E2	登記所・県等関係機関との調整	○		
E2	作業進行予定表の作成	13条	E2	現地調査の計画立案		○	
			E2	現地調査計画案審査	○		
E3	単位区域界調査	14条	E2	単位区域界調査	○	○	
E5	現地調査の通知	20条	E2	現地調査日程案作成		○	
			E2	現地調査通知書の発送	○		
			E2	現地調査通知書受領確認	○		
E6	市町村境界の調査	22条	E2	現地調査の通知	○		
			E2	現地調査	○	○	
			E2	境界標の設置	○	○	
E7	現地調査	23~36条	E2	作業日誌の作成		○	
			E2	境界線の伐採(幅2m程度)			所有者が設置
			E2	所有者、地番、地目、筆界杭の調査	○	○	発注者同行
			E2	筆界杭の設置		○	
			E2	立会い状況の記録		○	
			E2	農地から農地以外の変更調書	○	○	
			E2	調査図等の整理		○	
			E2	地籍調査票への署名又は記名押印		○	
			E2	代位登記	○		合併時の必要時
			E2	問題点等報告書		○	
			E2	境界確認不調個所調書		○	
登記所との協議				公図記載の土地の並びと現地との相違等	○	○	
E8	取りまとめ	5,6条	E2	一筆地調査工程管理(各工程)	○		
			E2	一筆地調査完了報告書(集計表)		○	
			E2	認証に必要な資料の作成	○	○	
			E2	点検整理		○	
E9	市町村検査		—	実施主体検査	○		
E10	県検査		—	県検査	○		
再調査	再調査を実施		—	再調査計画	○	○	
			—	現地調査の通知	○		
			—	現地調査	○	○	
			—	調査図等の整理		○	

(単位区域界の調査)

第31条 発注者と請負者は、地籍調査実施範囲の現地調査を行うものとする。

(関係機関への要請)

第32条 発注者は、本業務が円滑に調査できるように関係諸官庁等に対し、書面により請負者に委託した旨を周知し、調査への協力を要請するものとする。

(登記簿等調査及び更新)

第33条 請負者は、当該調査地区を管轄する「高知地方法務局」において、貸与資料が作成された以降の土地の異動について調査し、必要な土地登記簿の写し又は要約書(CSV)及び登記所備付地図(XML)を入手し、第24条のデジタルデータを更新するものとする。

- 2 前第1項に係る費用は、発注者の公用扱いとするものとする。
- 3 本業務実施中に土地の異動があった場合は、前1項及び2項を適用する。
- 4 新たな所有者等の場合は、第24条を適用するものとする。

(現地調査の通知)

第34条 発注者は、一筆地調査(以下「現地調査」と言う。)を行うにあたり、第24条及び第33条の所有者等に対して、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。

- 2 請負者は、発注者と協議のうえ立会いの日程表を作成するものとする。
- 3 発注者は、前3項を基に通知書受領の有無を確認できる書類を作成するものとする。
- 4 所有者等から立会い日程の変更要望があるときは、発注者、請負者協議のうえ日程調整を行うものとする。

(不調箇所調査等)

第35条 請負者は、一筆地調査実施中の立会者氏名、調査状況等について記録を取るものとする。

- 2 問題点等があった場合は、地番、所有者及び問題点等を記載した問題点等報告書を作成するものとする。
- 3 境界確認が不調になった場合は、調査内容、処理結果等を記載した境界確認不調箇所調査書を作成するものとする。

(市町村境界の調査)

第36条 当該調査範囲が他の市町村と接する場合は、関係市町村の関係職員の立会いを発注者が求めるとともに境界に隣接する所有者等を立ち合わせ、当該関係者の同意を得て、発注者と請負者が境界標の設置を行うものとする。同意が得られない場合は、当該部分を筆界未定として処理するものとする。

- 2 隣接の市町村が既に地籍調査を実施している場合は、前1項の立会い前に地籍細部図根点等及び筆界点座標値等関係資料を発注者が入手するものとする。

(現地調査)

第37条 現地調査は、準則第二節に基づき請負者の主導で行うものとし、第29条の調査図素図記載の毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び所有者が設置した筆界表示杭の調査を行うものとする。

- 2 発注者と請負者は、第34条の立会い日程表を基に、各筆の境界について所有者等を立ち合わせ確認を、分割又は合併の場合は同意を、不存在又は滅失の場合は承認を得るものとする。地目については、準則第29条に基づき調査するものとする。
- 3 次の場合は発注者の最終判断をもって筆界未定の処置とするものとする。尚、文中の客観的資料とは、「境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地の資料」を指す。
 - ①所有者等の同意が得られない場合
 - ②立会いが得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在し、当該資料により作成された筆界案の確認が得られない場合

- ③所有者等の所在が不明で立会いを求めることができない場合で客観的な資料が存在するが関係行政機関との意見統一ができない場合
- 4 立会いには、原則として立ち会う筆、長狭物等の所有者等全員が立ち会うことを前提とする。所有者等が揃って立ち会うことができない場合は、第34条第4項に基づき立会い日程の調整を行うものとする。
 - 5 やむを得ない理由により所有者等が揃って立会いできない場合は、一方の所有者等が設置する筆界表示杭を後日他方の所有者等が確認することも可能とする。但しこの場合は、できるだけ発注者又は請負者が同行することを原則とする。
 - 6 請負者は、地籍調査票に立会いの経緯の記録及び立会い者を求めるものとする。
 - 7 請負者は、第1項の調査を行ったときは、調査図を作成するものとする。
 - 8 代位登記の申請は、土地の合併があったものとして調査を行う場合において必要があるときは発注者が行うものとする。
 - 9 請負者は、地目の調査において、登記簿の地目が農地である土地の現況が、農地以外の用途で利用されている場合には地目変更調書を作成し発注者に提出するものとする。発注者は、当該調書を農業委員会に提出し参考意見を求め、不要な事後のトラブルを起こさないように配慮するものとする。
 - 10 登記所備付の地図記載の土地の並びが現地調査と異なる場合、発注者は登記所と協議のうえ、その対応方法を協議するものとする。

(調査図との照合)

- 第38条 請負者は、FⅡ-1工程で作成される図面と第38条7項の調査図とを照合するものとする。
- 2 請負者は、照合により不一致が発見された場合は、直ちに調査図等を修正するものとする。

(閲覧)

- 第39条 発注者と請負者は、FⅡ-1工程で作成される測量結果図及び調査図等関係資料を基に境界線の結びなどについて、所有者等の確認を得るための仮閲覧を、原則として行うものとする。
- 2 閲覧の期間設定、場所及び案内等は発注者が行うものとする。
 - 3 閲覧に必要な資料は、原則として請負者が揃えるものとする。
 - 4 請負者は、第37条第6項において、地籍調査票の立会い者の署名、記名押印を取得できなかった場合には、閲覧時に取得するものとする。

(取りまとめ)

- 第40条 請負者は、第37条第7項の調査図、同条第6項及び第39条第4項の署名、記名押印の地籍調査票を基に最終の照合作業を行うものとする。
- 2 請負者は、照合作業において不一致が発見された場合は原因を調査し、修正するものとする。

(磁気情報の作成)

- 第41条 一筆地調査の結果として、調査前・後・原因及びその日付、調査図素図、調査図等のデジタルデータを作成し、発注者のシステムにインストールするものとする。

第V章 地籍測量全般

(測量機器等)

- 第42条 地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量及び一筆地測量における測量機器は、GNSS測量機、トータルステーション及びラスタープロッタ等とし、性能等については準則に基づくものとする。
- GNSS測量機、トータルステーション等の測量器機、3次元網平均計算プログラム、厳密網平均計算プログラム、簡易網平均計算プログラム等の計算処理プログラムの検定は、原則として請負者が行うものとするが、中立機関の検定又は製造者の試験・検査によって換えることができる。(運用基準第18条第3項)
 - 前項の自社検定証明書、中立機関の検定証明書、性能試験・検査成績書の写しを測量成果に添付するものとする。

第VI章 地籍図根三角測量（C工程）

(選点計画)

- 第43条 原則として、多角網に必要な与点数は、新点数を5で割り2を加え、小数部を切り上げた数値以上とする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点数は、作業地域に近傍の電子基準点3点以上とする。
- 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外周から40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。(運用基準第22条第4項)
 - 与点から他の与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線の長さは、TS法の場合は、2.0キロメートル以下を標準とする。ただし、単路線にあっては3.0キロメートル以下を標準とする。GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合はこの限りでない。
 - 多角網の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）を基礎とし、1次までとする。
 - 原則として、単路線を計画しないものとする。
 - 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の地籍図根三角点等との整合を確認する場合には、点検のため観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。
 - 机上で計画された地籍図根三角点の設置予定箇所及び観測計画を記載した選点計画図を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。

(選点図、平均図)

- 第44条 前条で承諾された選点計画図を基に、地籍図根三角点の選定を行うものとする。
- 地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図及び平均図に取りまとめ、発注者の承諾を受けた後、所定の標識を設置するものとする。
 - 選点箇所は、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。
 - 標識の設置状況をデジタルカメラ等で撮影するものとする。
 - 撮影写真を利用して選点手簿を作成するものとする。

(観測、測定及び計算)

- 第45条 地籍図根三角測量の観測、測定及び計算は、GNSS機による3次元網平均計算を原則とする。電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミダイナミック補正を行うものとする。やむを得ずトータルステーションにより観測を行う場合は、発注者の了解を得るものとする。但し、この場合は、原則として基準点等の与点における取り付け観測を省くことはできないものとし、計算方法は、厳密網平均計算を標準とする。

(点検測量)

第46条 点検測量の点検数量は、新設した地籍図根三角点数の総和の10%以上とする。
GNSS法による場合は、平均図において採用する観測辺数の総和の10%以上とする。

第七章 地籍図根多角測量 (D工程)

(地籍図根多角点の選定)

第47条 地籍図根多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

(選点計画図)

第48条 地籍図根多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

- 2 多角路線の与点となる地籍図根多角点は、当該路線について地籍測量の精度区分以上の精度区分に属するものでなければならない。
- 3 選点計画図は、発注者の承諾を受けるものとする。

(選点図)

第49条 前条の選点計画図を基に、標識の保存が確実である位置を選定し、所定の標識を設置するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用しても良いものとする。

- 2 選点結果を基に、地籍図根多角点選点図を作成するものとする。
- 3 選点図は、監督員の承諾を得るものとする。
- 4 標識の設置状況をデジタルカメラ等で撮影するものとする。

(観測、測定及び計算)

第50条 地籍図根多角測量の観測、測定及び計算(座標値及び標高)は、準則第58条によるものとする。

(点検測量)

第51条 点検測量の点検数量は、新設した地籍図根多角点数の5%以上とする。

第八章 細部図根測量 (F I工程)

(細部図根測量の方法)

第52条 細部図根測量の方法は、地籍図根多角点等を与点として、多角測量法によることを原則とする。但し、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(選点)

第53条 細部図根点の選点は、標識の保存が確実である位置を選定し、所定の標識を設置するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用しても良いものとする。

(多角測量法による細部図根測量)

第54条 細部多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行う場合で、かつ、与点数のうち地籍図根点等を1/2以上含む場合は、与点とした細部多角点の最大次数をもって多角路線の次数とする事ができる。

- 2 地籍図根多角測量を省略した場合、1次の多角網の外周路線に属する新点は隣接する与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定する事を標準とし、路線中の夾角は60度以上を標準とする。ただし、GNSS法による場合は、この限りでない。
- 3 路線の長さは1.0キロメートル以下を標準とする。ただし、閉合路線を形成する路線の長さは、200メートル以下を標準とする。

- 4 地籍図根多角測量を省略した場合、一次の多角網の同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、20メートル以下はなるべく避け、やむ得ない場合であっても10メートル以上とするよう努めるものとする。
- 5 同一の多角路線に属する新点の数は50点以下を標準とする。
- 6 標高値は地籍図根多角測量を省略した場合における1次の細部多角点において求めるものとする。

(放射法による細部図根測量)

- 第55条 放射法による細部図根測量は、1次の細部多角点等を与点とし行うことを原則とする。ただし、地籍図根多角測量を省略した場合は、2次の細部多角点等を与点とすることができる。
- 2 見通し障害等により真にやむ得ない場合には節点1点による開放路線を形成することが出来るものとし、与点となる細部多角点等1点につき、2路線までとする。
 - 3 開放路線で設置した節点は、細部放射点とすることができるものとする。
 - 4 細部放射点については、全数において点検測量を行うものとする。

(観測、測定、計算及び細部図根点選点図等)

- 第56条 細部図根測量の観測、測定、計算及び細部図根点選点図等は、準則第63、64、67条によるものとする。

(点検測量)

- 第57条 多角測量法により求めた細部図根点の点検数量は、新設した細部図根点数の2%以上とする。
- 2 放射法により求めた細部図根点は全数において点検測量を実施し座標差にて確認をする。

第IX章 一筆地測量 (FⅡ-1工程)

(次数の制限)

- 第58条 単点観測法によるものを除き、地籍図根三角点を基礎(0次)とし、求めた筆界点の通算次数は、最大6次までとする。

(一筆地測量の方法)

- 第59条 一筆地測量の方法は、細部図根点等を与点として、放射法、多角測量法、交点計算法又は単点観測法によるものとする。

(移動、番号の誤り点検)

- 第60条 トータルステーションを用いた放射法による一筆地測量の場合は、前条までに座標値が決定された細部図根点において、同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と他の細部図根点等との夾角の観測を行い、当該点の移動、番号の誤り等の点検を行うものとする。
- 2 点検の結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。

(観測、測定及び計算)

- 第61条 第37条7項の調査図に基づき筆界点の測定を行うものとする。
- 2 一筆地測量に関する観測、測定及び計算は、運用基準第37～41条によるものとする。

(筆界点の位置の点検)

- 第62条 筆界点の位置の点検は、運用基準第42条に基づき行い、点検結果を精度管理表に取りまとめるものとする。

(測量結果図の作成)

第63条 一筆地測量の結果を、自動製図機（プロッタ等）を用いて、地籍図と同じ縮尺の図面を作成するものとする。

2 出図の大きさ、用紙については発注者の指示に従うものとする。

第X章 地籍図原図等の作成（FⅡ-2工程）

(地籍図原図、筆界点番号図、地籍図一覧図、地籍明細図の作成)

第64条 地籍図原図は、自動製図機（プロッタ等）を用いて、地籍図の様式を定める省令及び運用基準第43条及び第44条に基づき作成するものとする。

2 前項の作業が終えた時は、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。

3 一筆地の状況が前項の原図の縮尺では所要の精度をもって表示することが困難な場合には、当該部分について地籍明細図を作成するものとする。

第XI章 地積測定（G工程）

(地積測定の方法)

第65条 地積測定は、現地座標法で行うものとする。

2 道路、水路等の長狭物は、適宜の位置で区切り地積測定を行うものとする。

3 道路、水路等通常地番以外の土地については、地籍フォーマット2000に基づく仮地番を設定し、地積測定を行うものとする。

(点検)

第66条 前条の地積測定結果を基に、単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積（単位区域の最外周を構成する筆界点座標による面積）が等しくなるかどうかを点検するものとし、点検結果を精度管理表に取りまとめるものとする。

(地積測定成果簿)

第67条 地積測定の結果は地積測定成果簿に取りまとめをするものとする。

第XII章 地籍図一覧図・地籍簿案の作成（H1工程）

(調査票点検整理)

第68条 請負者は、地籍調査票と調査素図及び調査図並びに地籍簿案との照合点検を行うものとする。

(地籍図一覧図作成)

第69条 第64条で地籍図原図を作成したときは、地籍図一覧図の作成要領に基づき地籍図一覧図を作成するものとする。

(地籍簿案作成)

第70条 請負者は、第38条の地籍調査票と調査図、及び第63条の地籍図原図並びに第66条の地積測定成果簿に基づき、地籍簿案を作成するものとする。

(登記簿等との照合)

第71条 地籍簿案が作成された時は、地籍簿案の調査前情報と第24条及び第33条に基づく土地登記簿情報との照合を行うものとする。

2 照合後の地籍簿案データは、発注者の地籍調査事務支援システムにインストールするものとする。

第XIII章 閲覧（H2工程）

（閲覧及び資料等整理）

- 第72条 発注者は、地籍図原図又はこれに相当する図面並びに地籍簿案が作成された時は、所有者等に20日間の閲覧を行うものとし、請負者は発注者の補助として同行するものとする。
- 2 所有者等への閲覧の案内は、発注者が行うものとする。
 - 3 閲覧者名簿等の作成は、請負者が行うものとする。

第XIV章 申し出に係る修正（H3工程）

（申し出に係る修正）

- 第73条 第72条で閲覧に供した結果、所有者等から修正の申し出があった場合は、再度調査及び必要な場合は測量を行い、地籍図原図、地籍調査票及び地籍簿案等を修正するものとする。

第XV章 認証に必要な資料の作成

（認証に必要な資料の作成）

- 第74条 請負者は、受託業務の中で得られた情報に基づき、認証に必要な資料を作成するものとする。

第XVI章 納入成果品

（成果品）

- 第76条 本業務による納入成果品は次の通りとする。
1. 各作業共通
 - ①工程表
 - ②自社検査成績表
 - ③その他各工程上必要な資料
 2. 一筆地調査
 - ①登記所地図写し要約書等
 - ②一筆地調査図素図
 - ③一筆地調査図
 - ④地籍調査票（署名、記名押印のあるもの）
 - ⑤調査前・調査後の磁気記録
 - ⑥調査図関係の磁気記録
 - ⑦その他必要な資料
 3. 地籍図根三角測量
 - ①基準点等成果簿写
 - ②地籍図根三角點選点手簿
 - ③地籍図根三角點選点図・平均図
 - ④地籍図根三角測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ⑤地籍図根三角点網図
 - ⑥地籍図根三角点成果簿
 - ⑦精度管理表
 - ⑧測量標の設置状況写真
 - ⑨基準点等及び地籍図根三角点の磁気記録（SIMA形式）
 - ⑩その他必要資料

4. 地籍図根多角測量
 - ①地籍図根多角点選点図・平均図
 - ②地籍図根多角測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ③地籍図根多角点網図
 - ④地籍図根多角点成果簿
 - ⑤精度管理表
 - ⑥測量標の設置状況写真
 - ⑦地籍図根多角点の磁気記録（SIMA 形式）
 - ⑧その他必要資料
5. 地籍細部測量
 - ①細部多角点選点図・平均図、細部図根点選点図
 - ②細部図根測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ③細部図根点網図
 - ④細部図根点成果簿
 - ⑤精度管理表
 - ⑥測量標の設置状況写真
 - ⑦細部図根多角点の磁気記録（SIMA 形式）
6. 一筆地測量
 - ①一筆地測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ②精度管理表
 - ③筆界点座標値及び筆図形の磁気記録（SIMA 形式）
 - ④その他必要資料
7. 原図作成等
 - ①筆界点番号図
 - ②筆界点成果簿
 - ③地籍図一覧図
 - ④地籍図原図
 - ⑤地籍明細図（必要な場合）
 - ⑥その他必要資料
8. 地積測定
 - ①地積測定観測計算諸簿
 - ②地積測定成果簿
 - ③筆界点座標値及び筆図形の電磁的記録
 - ④精度管理表
 - ⑤その他必要資料
9. 地籍簿等
 - ①調査後地籍調査票
 - ②地籍簿案
 - ③その他必要資料
10. その他認証に必要な資料
 - ①地籍フォーマット2000

* 測量標の設置状況写真は、地籍図根三角点の全点と地籍図根多角点の精度区分が甲区分の全点について埋設前、埋設中、埋設後の近景と遠景を、乙区分の全点については設置後の近景及び遠景の撮影を行うものとする。

* 地籍図根多角測量を省略した場合において、地籍図根多角点に準じた標識を設置した細部多角点については、測量標の設置状況写真を撮影するものとする。